

平成18年（行ウ）第467号 下北沢都市計画道路事業認可差止等請求事件

原告 原田 学 ほか52名

被告 東京都、国

参加人 世田谷区

準備書面 1

平成19年1月29日

東京地方裁判所民事第2部A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 斉藤 驍 ほか

原告らは、原告適格について、以下のとおり、弁論を準備する。

第1 法律上の利益と最高裁平成17年大法廷判決

- 1 行政事件訴訟法37条の4第3項は、差止めの訴えの原告適格について、「法律上の利益を有する者」であることを要件として挙げているが、同条4項は、前項の「法律上の利益」の有無の判断については、同法9条2項を準用すると定めている。

また、同法36条も、無効等確認の訴えの原告適格について、「法律上の利益を有する者」であることを要件として挙げているが、同条の「法律上の利益」は、同法9条1項の「法律上の利益」と同義であり、その有無の判断に当たっては、同法9条2項が準用されると解される。

- 2 ところで、行政事件訴訟法9条1項の「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然

的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。

そして、処分の相手方以外の者について上記の法律上保護された利益の有無を判断するに当たっては、当該処分の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮し、この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たっては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌し、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たっては、当該処分がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案すべきものである（同条2項参照）。」とされている（小田急線連続立体交差事業認可処分取消、事業認可処分取消請求事件・最高裁平成17年12月7日大法廷判決）。

- 3 そして、上記最高裁平成17年大法廷判決は、同事件において、上記見地から、都市計画法、公害対策基本法、環境基本法、東京都環境影響評価条例等を検討し、「都市計画事業の認可に関する都市計画法の規定は、事業に伴う騒音、振動等によって、事業地の周辺地域に居住する住民に健康又は生活環境の被害が発生することを防止し、もって健康で文化的な都市生活を確保し、良好な生活環境を保全することも、その趣旨及び目的とするものと解される。」とした上で、鉄道事業について、一定の地域に居住する者について、同事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者に当たると判断し、原告適格を認めた。

4 もっとも、同判決は、鉄道事業についての原告適格を判断するにあたり、「騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害」のおそれを判断要素として挙げているが、本件補助54号線及び区画街路10号線の各道路事業（本件道路事業）並びに本件連続立体交差事業による健康または生活環境の被害は、騒音、振動によるものだけにとどまらず、大気汚染から文化の喪失に至る深刻かつ広範な領域に及ぶものである。

第2 本件被害の特徴

本件訴訟において、原告らが差止め、取消を求める補助54号線及び区画街路10号線（本件都市計画道路）は、住宅街及び商業地を貫く新設の道路である。また、本件都市計画道路は、連続立体交差事業を契機として、鉄道事業と一体として行われるものであり、これによる被害は、他の公共事業と比較しても、被害の規模、深刻さ、総合性において、類を見ないものである。

1 健康被害

本件被害として、まず挙げられるのが、健康被害である。

(1) 大気汚染

道路の建設は自動車交通量の増加を誘発するが、特に道路を新設する場合には、これまで自動車の排気ガスに晒されていなかった場所に、新たに自動車が流入し、大気汚染物質に晒されることになる。

大気汚染物質には一酸化炭素、オゾン、二酸化硫黄、窒素酸化物（NOX）、浮遊粒子状物質（SPM）などがあるが、主に化石燃料の燃焼によって生じるこれらの汚染物質は、その大部分がガソリンで走る自動車から排出される。

大気汚染物質のうち、窒素酸化物は、気道をアレルギー（アレルギー誘発物質）に対して敏感にするとともに、ぜんそくの悪化や肺機能の低下をもたらす。また、オゾンは肺の炎症を引き起こし、肺機能と運動能力を低下させる。さらに、窒素酸化物には明らかな発がん性があり、大気汚染に伴い、が

んの罹患率が高くなっていることも広く知られている。

このように、大気汚染は、人の健康に直接かつ重大な被害をもたらすのである。

(2) 騒音

本件都市計画道路事業及び連続立体交差事業については、その事業に伴う騒音によって、住民が、被害を受けることは当然として、さらに、工事終了後も、新設された道路によって、騒音の被害を半永久的に受けることになる。

騒音の影響としては不快感、日常生活の妨害、生理機能の変化、聴力障害などが挙げられる。

このうち騒音の日常生活への影響としては、睡眠妨害、作業能率の低下、会話妨害等の被害が明らかにされている。また、騒音による「気分がいらいらする」「腹が立つ」「不愉快になる」「安静が保たれない」という情緒的影響も大きい。

さらに、最近では、聞こえると感じていなくても、人体に影響を与えるものとして低周波の問題も深刻になっている。

このように、騒音も、人の健康に直接かつ重大な被害をもたらすのである。

(3) 振動

また、騒音と同様、振動も、人の健康に影響を及ぼすのであり、本件の場合には、前述のように、事業終了後も、半永久的に住民は振動の被害を受けることになる。

2 文化的利益

(1) 公害対策基本法（環境基本法）の規定

1967年に施行された公害対策基本法は、国民の健康で文化的な生活の確保を目的として掲げているが（1条）、同法9条（環境基準）は、環境被害として、人の「健康」と共に「生活環境」を列記し、さらに、同法2条2項において、「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある「財産」及び

「動植物の生育環境」が含まれると定義している。(環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法は廃止されたが、環境基本法も同様に定義している(同法2条3項))。

すなわち、上記規定は、生活環境が守られない場合には、文化的な生活も確保することができないという認識に立つものであり、生活環境に含まれる利益には、文化的なものも当然に含まれる。

(2) 都市計画法の理念

都市計画法2条は、「都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。」と規定するが、同条にいう「健康で文化的な都市生活」をするべき者は、何よりも都市に居住する住民であることはいうまでもなく、当然のことながら「健康で文化的な都市生活」ができることは、住民の利益である。

また、健康で文化的な都市生活をするのが住民の利益であることは、環境基本法、環境影響評価法、大気汚染防止法、産業廃棄物処理法、公害健康被害補償法、建築基準法等の関連実定法令(条例、政令等を含む)からも明らかである。

この点に関して、建設省都市局は、「第一に都市は市民の生活の場で・・・都市計画の究極的な目標が健康で文化的な都市生活・・・確保することにある。」(建設省都市局都市計画課監修「都市計画法の運用」ぎょうせい・4頁)と説明しているが、当然であろう。

その上で注目しなければならないのは、都市計画法の目的は健康と文化の確保に向けられており、財産権の保障を目的としてはいないということである。むしろ、同法は、住民の健康と文化を確保するためには土地に代表される財産権について「適正な制限」をしなければならないと明言しているので

ある（2条）。

(3) 日光太郎杉判決の示すもの

裁量統制に関する判例で著名な日光太郎杉判決（東京高裁昭和48年7月13日判決）は、原告適格を論ずる上でも十分にリーディングケースたりうる判例であるが、同判例は、公共事業によって失われる利益について判断するにあたり、「本件土地付近は、かような景観・風致上の価値に加えて、前述のような宗教的・歴史的・学術的価値をも同時に併有しており、それだけに、かけがいのない高度の文化価値を有しているものというべきである。そうして、このような文化的価値は、長い自然的、時間的推移を経て初めて作り出されるものであり、一たび人為的な作為が加えられれば、人間の創造力のみによっては、二度と元に復することは事実上不可能であることにかんがみれば、本件土地の所有権こそ被控訴人の私有に属するとはいえ、その景観的・風致的・宗教的・歴史的諸価値は、国民が等しく共有すべき文化的財産として、将来にわたり、長くその維持、保存が図らるべきものと解するのが相当である。」と判示している。

同判示は、生活環境に文化的財産が含まれることを端的に示すと共に、景観的・風致的・宗教的・歴史的諸価値が、「国民が等しく共有すべき」文化的財産であり、「将来にわたり、長く」その維持、保存が図られるべきであるとし、文化が、空間的にも時間的にも広範であり、かつ、かけがえのない重要性を有していることを示している。

(4) 著しい被害になりうる生活環境の被害

そして、最高裁平成17年大法廷判決は、「周辺地域に居住する住民が・・・被害を反復、継続して受けた場合、その被害は、これらの住民の健康や生活環境に係る著しい被害にも至りかねない」（判決10頁）として、生活環境の被害が、健康と共に「著しい被害」となることを明確に指摘しているのである。

(5) まとめ

このような法の規定、判例等からすれば、文化を含む生活環境の被害は、健康の被害に勝るとも劣らない重要なものであることは明らかである。

また、文化は、特有の広域性を持っており、上記日光太郎杉判決が指摘するように、一度失われてしまうと二度と元に戻すことができなくなるという復元不可能性、景観的・風致的・宗教的・歴史的諸価値を含む重層性を有している。

このような文化の特性からすれば、生活環境の被害を考慮するにあたっては、その地域の生活、文化の実態を十分に考慮することを当然の前提として、住民だけでなく、在勤者及び同地域に深く関与する人について、広く原告適格が認められるべきである。また、文化的な財産には、個人だけでなく、法人も寄与している場合が多々あることからすれば、個人だけではなく、法人にも原告適格が認められる場合がある筈である。

(6) 守るべき下北沢の文化

ア 本件都市計画道路事業及び連続立体交差事業が進められた場合に変容を強いられる下北沢の街は、「シモキタ」の愛称で全国に知られ、重層的な文化を育んできた。

その文化は、居住者や在勤者だけではなく、下北沢に関わる多くの人々によって享受されてきた。その関わり方は、各人の立場や世代などに応じて極めて多様である。多種多様な人々の、それぞれの関わり方を受け入れてきたところにも、下北沢の文化の特徴がある。(甲 2～14、16、17、19、20、23、28、29、31)

イ 下北沢には、路地的界隈性の中に多様性に富んだ店舗が連なり、歩行者優先の街として歩行者に親しまれる空間を形成してきた。

訴状5頁以下にも述べたとおり、昭和30年代に現在の道路網がほぼ完成した頃から下北沢の道路は「徒歩都市時代」の「自然態」の道路であり、

歩行者優先の街づくりが自然発生的かつ継続的に行われてきた。現在でも下北沢の街は「ゆっくり歩くこと」を楽しむ人々で賑わっており、街路沿いには歩行者が立ち寄る個性豊かな店が連なり、路地的界限性が育まれている。また、元来は住宅地であった場所が戦後の緩やかな開発を経て徐々に商店街に転換したため、近隣とのコミュニティに必要とされる距離感が維持されたまま、人と人との緊密な関係にある商業地域として発展してきた。

そのような環境に身を置くために、人々は下北沢を訪ねてくる。散策をしながら学問に疲れた頭を癒すため（甲 13）、家族や友人と休日の一時をゆっくりと過ごすため（甲 4、甲 7）、人との語らいによって独り暮らしの寂しさを紛らわせるため（甲 16）、街歩きを通じて四季の移ろいを楽しむため（甲 20）、目的は様々であるが、皆、路地的界限性とそこから生まれる人との緊密な関係を求めて下北沢を訪ねてくるのである。

下北沢は、歩行者優先の路地的界限性の中に身を置くことができる今や貴重な街であり、その価値は計数的に明らかにされるものではない。

ウ こうした街の魅力に惹かれて集ってきた人々が担い手となり、下北沢は、音楽や演劇などの新しい文化の発信源となってきた。

下北沢は、萩原朔太郎や坂口安吾、森茉莉らを初めとする文士が居住し交流するところであった。その後、1970年代以降には数々のライブハウスが建設され、全国各地から音楽家たちが移り住んできたことで、下北沢に音楽文化が根付いた。以後、下北沢は我が国の音楽関連産業の隆盛を導いてきた。また、1982年に街の中心部に完成した本多劇場を初めとする中小の劇場群は、今日も下北沢を「演劇の街」として全国に知らしめている。

下北沢で創作活動に携わる人々は、人々との緊密な触合いに著作活動や音楽活動の指針を求め（甲 6）、街の歴史と特質が生み出す「創造の源泉」

にアイデアとエネルギーを求めている（甲 17）。そうして生み出された創作活動の成果に触れて心に潤いを得るために多くの人々が下北沢を訪ねてくることで、さらに様々な背景をもった人同士の結び付きが生まれ、一層の創作活動の源泉となっている。

このように、路地的界隈性の中に人同士の緊密な関係が育まれているからこそ、下北沢は音楽や演劇を創造する街として発展してきた。「人と人が擦れ違うだけのアスファルトとコンクリートの街」から人々の心を打つ創作など生まれる訳がない。

エ こうして、下北沢は路地的界隈性の中から絶えず新しい文化を発信し続けており、若き日をそこで過ごした者にとっては、郷愁の中から人生を反芻するための場所として精神的拠り所となっている。下北沢は、若者が人生を決める「心の絵図」であり、「故郷へのノスタルジー」を誘う場所である（甲 2）。

道路は、費用と時間さえかければ、何時でも何処にでも建設することができる。

他方、補助 5 4 号線は、下北沢の路地的界隈性の中心をなす北沢二丁目内を幅員 22 ないし 26 メートルで通過し、サークル状部分の直径は約 40 メートルにも達するから、歩行者優先の路地的界隈性を根源から失わせる。そして、街の魅力に惹かれた者たちのコミュニティが破壊され、下北沢が戦後長きにわたって醸成してきた「人と人との緊密な結び付きの場」が失われれば、都内の何処にでも見られる均質的な「コンクリートとアスファルトの中を自動車が通り抜けていくだけの街」と化し、もはや「文化の発信源」ではあり得ない。

こうして失われた街の文化は、どれだけ費用と時間をかけても二度と取り戻すことができない。本件都市計画道路事業及び連続立体交差事業は、かけがえのない下北沢の文化を破壊し、復元不可能とするものなのである。

オ したがって、下北沢に関わる人の生活環境の被害を判断するにあたっては、このような下北沢の街及び文化の特徴を十分に踏まえた上で判断されるべきなのである。

3 財産的な被害

さらに、公共事業によって、立ち退きを迫られる者、自己の所有する不動産等が失われる者に財産的な損害が生じることは、憲法29条（財産権）を持ち出すまでもなく明らかである。

また、不動産等の権利を侵害されるという観点からすれば、法人も被害者になりうることもまた当然である。

第3 被告国の本案前の答弁について

被告国が訴えの却下を求める原告らは、上記の観点から、本件各事業について、いずれも原告適格が認められるべきである。

1 O. Sについて

O. Sは、音楽雑誌「ロッキンオン」の創設メンバーとして、長年音楽文化に関わるとともに、東京都議会議員を務めていたときには、市民の視点からの街づくりにも携わってきたものである。

また、都議会議員のときから、下北沢を重要な活動拠点のひとつとしてきたものであり、下北沢の現在の街並みが大きく変わり、音楽を含む文化を育んできたシモキタの特徴がなくなることに強い危惧を抱くとともに不利益を被るものである。(甲11)

2 K. Kについて

K. Kは、世田谷区松原5丁目に在住しており、下北沢と近接した地域に居住している。また、補助54号線は、別紙事業目録1記載の区間だけではなく、環状7号線を越えて西方に伸びる計画となっており、上記区間が事業化されれば環七以西についても事業化が現実化し、K. Kが居住する松原5丁目は、生

活環境等に直接的かつ重大な影響を受ける地域である。

また、本件連続立体交差事業についても原告適格を有すると解されるべきである。

加えて、K. Kは、別紙事業目録1記載の区間にある下北沢教会で洗礼を受けているが、同教会は、補助54号線の建設により、その施設の一部を失い、また移転を余儀なくされる可能性もあり、補助54号線によって、文化的な資産が失われるだけでなく、K. Kを含む多くの信者の精神的支柱が喪失してしまうことになるのである。(甲12)

3 K. Mについて

K. Mは、北沢5丁目に在住しているが、本件連続立体交差事業地及び本件道路事業計画地から約500メートルしか離れておらず、上記各事業による影響を直接的に受ける地域に居住している。

また、K. Mは下北沢の「街」に深く関わり、その文化を日々享受している者であり、下北沢の「街」が変容し、文化が失われることによって著しい被害を受けるものである。(甲13)

4 K. Mについて

K. Mは、下北沢に近接する松原5丁目に在住しているが、上記K. Kと同様、補助54号線が環七以西においても事業化されることにより、生活環境に甚大な被害を受けるものであり、本件各事業について、原告適格を認められるべきである。(甲14)

5 有限会社ロフトについて

有限会社ロフトは、株式会社ロフトプロジェクトをはじめとするグループ会社のひとつとして、「LOFT」「SHELTER」「LOFT/PLUS ONE」「NAKED LOFT」等のライブハウスの経営に携わり、独自レーベルによるCD、映像作品、書籍、雑誌等の発行等を通じて音楽文化の普及に寄与している会社である。

上記ライブハウスのうち、「SHELTER」は、東京都世田谷区北沢 2-6-10 仙田ビル B1 に所在している。「SHELTER」は、下北沢の音楽文化の中心のひとつであり、下北沢の現在の文化、街の形成に大きく寄与している。(甲 15)

有限会社ロフトは、下北沢に独特の文化的な価値があるからこそ、下北沢においてライブハウスを経営しているのであり、本件各事業によって、下北沢の文化的な価値が損なわれることによって直接的な打撃を受けるものである。

6 S. S について

S. S は、下北沢駅北口の下北沢駅前食品市場（北沢 2 丁目 24）で、ラーメン屋兼居酒屋「ラーメン・酒 しろろ」を経営している。S. S は本件各事業によって、経営する店の移転を迫られるものであり、直接的に不利益を被るものである。(甲 16)

7 S. S について

S. S は、音楽をテーマとする月刊雑誌や書籍、ムックの編集業務に 20 年以上携わり、現在は、おもにロック、ジャズ、ブルース、フォーク、ワールド・ミュージックといった国内外のポピュラー・ミュージックを幅広く手がけるフリーランスの編集者として活動している。

S. S は、下北沢駅北側の大原 1 丁目に 1986 年 9 月から 1993 年 11 月まで 7 年以上のあいだ住んでいたものであるが、居住者としてだけでなく、下北沢という街の歴史と特質が生み出した貴重な財産である音楽シーンを内外に紹介するとともに、下北沢に集うミュージシャンとの交流等によって、仕事をしているものであり、下北沢の街の変化は、同人の活動に直接的な打撃を与えるものである。(甲 17)

8 S. M について

S. M は、北沢 2-31-15（登記簿上の所在は世田谷区北沢二丁目 9 6 9 番地 1 2）に土地と建物を所有しており、本件連続立体交差事業及び本件都

市計画道路事業により、直接その不動産所有権に影響を受けるものである。(甲18の1、2)

9 S. Kについて

S. Kは、世田谷区宮坂に在住しているが、前述のとおり、補助54号線が環七以西に延伸されれば直接的な被害を受ける地域に居住しているほか、本件連続立体交差事業についても、下北沢を含む沿線の環境、景観等の悪化によって著しい不利益を受けるものであり、本件各事業について原告適格を有するものである。(甲19)

10 N. Rについて

N. Rは、下北沢に近接した松原4丁目に在住しているが、上記K. K、K. Mと同様、本件各事業について原告適格を認められるべきである。

また、N. Rは、平成15年5月に世田谷区が公募し、市民を対象に開催した「地域整備方針提案検討会議」に参加し、平成16年2月に発表された「みんなで考えた地域整備方針」(区民提案)の策定に携わったものである。

ところで世田谷区は、1991年度より「世田谷」「北沢」「玉川」「砧」「烏山」の5地域に総合支所を設け、そのうち下北沢にある「北沢総合支所」は松原、北沢、大原、代田、羽根木など11町を管轄しているが、N. Rは、「北沢地域」の住民として北沢総合支所で開かれる月例会をはじめ、様々な会合に約2年間参加してきたものである。

すなわち、世田谷区は地域整備の観点から、上記松原、北沢、大原、代田、羽根木など11町を北沢地域としているのであり、同各町に在住、在勤する者は、北沢地域の地域整備のひとつに位置付けられる本件連続立体交差事業及び本件都市計画道路事業について、当然に原告適格を認められるべきである。(甲20)

11 H. Yについて

H. Yは、約50年間に渡り、世田谷区に在住しているものであるが、人々

が長年に渡って培ってきた歴史・文化が、無駄な公共事業によって跡形も無く破壊されていくことに強い懸念を感じているものである。

下北沢にも、日常的に訪れ、下北沢の街並みと文化を楽しんできたものであるが、本件各事業によって、下北沢の歴史、文化が失われてしまうことによって不利益を被るものである。

12 H. Yについて

H. Yは、上記株式会社ロフトプロジェクトの代表であり、上記ライブハウス「SHELTER」の実質的なオーナーである。

H. Yは、草分け的なロックのライブハウス「新宿ロフト」を創設した人物であり、下北沢においても、ライブハウスの経営、音楽イベントのプロデュース等を通じて、下北沢の文化の醸成に大きく寄与してきた者である。(甲 21)

本件各事業によって、下北沢の文化が失われることは、同人及びその活動に多大な不利益を与えるものである。

13 M. Kについて

M. Kは、大原1丁目に居住しているが、北沢3-19-3において、レストラン「Never Never Land」を経営している。(甲 22)

Never Never Landは、本件連続立体交差事業の事業地に接しており、また本件道路事業予定地にも近接している。

したがって、M. Kは、居住する場所、事業を営む場所の双方の観点から原告適格が認められるべきである。

14 H. Sについて

H. Sは、5歳のときから、代沢4丁目に在住しており、本件各事業による下北沢の環境の悪化による被害を直接受けるものである。

また、H. Sは、フリーランスのアートディレクターをしているが、下北沢の文化への造詣も深く、下北沢の文化遺産を後世に遺すべく有志と共に「北沢川文化遺産保存の会」を立ち上げ、平成18年春には、代田・代沢・北沢地域

(下北沢地域)の文学遺産発掘のため、冊子『「北沢川文学の小路」物語』を企画・発行したものであり、本件各事業による下北沢の文化の破壊は同人及びその活動に直接的な不利益を与えるものである。(甲 23)

第4 被告国の原告A. Mらに対する求釈明について

1 A. Mについて

A. Mは、訴状記載の住所において、飲み家「青樹」を経営している。(甲 24)

また、A. Mは、北沢 3-17-5-202 に居住している。

2 I. Sについて

I. Sは、訴状記載の住所に居住している。(甲 25)

3 I. Kについて

I. Kは、1930年、世田谷区北沢3丁目893(現在の北沢4丁目12番28号)で生まれた。今井は、1962年に横浜市港北区に転居したが、1974年から再び北沢3丁目に居住し、現在に至っている。(甲 26)

4 O. Yについて

O. Yは、1975年から代沢5-31-14において、ジャズバー「LADY JANE」を経営している。(甲 27)

LADY JANEは、下北沢を代表するバーの老舗であり、下北沢の音楽文化の醸成に長年に渡って寄与してきた店である。

また、O. Y自身も、音楽イベント等のプロデュース等を通じて、下北沢の文化の発展に大きく寄与してきたものである。

5 K. Kについて

K. Kは、住民登録は八王子市内にあるものの、訴状記載の住所を活動の拠点とし、週のうち5日程度は下北沢で過ごすなど、日々の生活の中心は下北沢にあり、本件各事業によってその生活環境に大きな被害を受けるものである。

(甲 28)

6 S. Sについて

S. Sは、原告S. Aの母である。S. Aは、音楽ライターとして、下北沢の文化に密接に関係する仕事に従事しているが(甲 6)、S. Sは息子の活動を精神的に支えるとともに、息子が活動している下北沢に重大な関心を抱き、下北沢の街の変化、文化の変遷を危惧しているものである。

7 S. Kについて

S. Kは、歯科医師であり、訴状記載の住所に所在する藤城矯正歯科に勤務している。

また、S. Kは、北沢3丁目34番22号に在住している。

さらに、S. Kは音楽イベント等のプロデュースを通じて下北沢の文化の発展に寄与してきたものである。(甲 29)

8 T. Kについて

T. Kは、住民登録は藤沢市にあるものの、訴状記載の住所を生活・活動の拠点とし、日々のお大半の時間を下北沢で過ごしている。

9 N. Sについて

N. Sは、訴状記載の住所に居住し、庭師をしている。(甲 30)

10 M. Mについて

M. Mは、ミュージシャンであるが、訴状記載の住所に居住している。

M. Mは、生活と仕事の両面から下北沢に日々深く関わり、本件各事業による下北沢の生活環境の悪化による被害を直接的に受けるものである。(甲 31)

11 Y. Cについて

Y. Cは、代田5丁目に居住するとともに、ロックバー「Mother」(代田5-36-14)及び「Mother's RUIN」(北沢2-2-7NFビルB1)を経営している。

したがって、居住する場所、経営している店の場所の双方の観点から原告適格が認められるべきである(第1回口頭弁論原告Y. C意見陳述、甲 32)

12 Y. Mについて

Y. Mは、訴状記載の住所において、レストラン「モンゴル料理 遊牧民」を
経営している。(甲 33)。

13 W. Rについて

W. Rは、訴状記載の住所において、居酒屋「りゅう」を経営している。(甲
34)

第5 被告東京都の「法律上の利益」に関する主張について

なお、被告東京都は、「原告らは、事業ごとに、また、原告ごとに、法律上の
利益が認められる理由を具体的に明らかにすべきである」と主張し、本件道路
事業の各工期区分があたかも別個の事業であるかのごとき主張をしている。

しかし、世田谷区作成の地図「補助 54 号線の工期区分」(甲 1)からも明ら
かなように、被告東京都及び世田谷区は、本件道路事業を一体の事業と位置付
け、その「工期」を3つに区分しているに過ぎない。

また、「法律上の利益」に関する原告らの主張は前記のとおりであり、被告東
京都の主張は失当である。

以上